

## 日本高野連特待生問題について（意見の概要）

全日本中学校長会会長 草野 一紀

## 1 部活動と進路指導

## (1) 推薦制度

中学校では特待生については、私立高等学校の推薦制度の一つの形態であり、多くの場合は学業成績が極めて優秀な生徒に対して、入学金や学費の一部、または全部を免除する制度ととらえています。推薦制度には多様な形態がありますが、学業面での特待生制度をもうけている高校はそれほど多くはありません。

## (2) スポーツ推薦と特待生

スポーツ推薦を募集要項に盛り込んでいる私立高校は多くはありません。スポーツ特待生制度を公にしている高校はさらに少なく、少なくとも私の知る範囲の高校ではありません。

しかし、スポーツ推薦の場合、募集要項に記載されていなくとも、私立高校の部活動の監督等から特定の生徒を指名され、条件説明を受けるに及んで初めてそのような制度が当該校にあることを知らされる場合もあります。公になっていないこれらのスポーツ推薦では、基準や条件が不明瞭なことが多いので、この中には入学金あるいは授業料の免除といった特待生もあるのかもしれませんが。

## (3) スポーツ推薦等の進路指導上の問題点

スポーツ特待生の場合でも、推薦制度の一環ならば中学校が推薦の母体であり、大会等の成績だけでなく生活面についても、他の生徒の模範とまでは要求しないまでも、指導上の配慮を必要としない生徒であってほしいと考えるのは当然のことといえます。高校側が中学校を通し、きちんと事前相談が行われるのであれば、進路相談の一環として扱うことができ、生徒への指導も入れられるので大きな問題になることはありません。

しかし、野球に限らず、学校・家庭以外の第三者の進路選択への介入、学校が関与していない推薦による進路決定などが現実に存在し、様々な問題が発生しています。

## 2 高野連が提示した 5 項目の確認事項について

## (1) 全体にかかわる意見

高野連が提示した 5 項目の確認事項は、混乱を回避するために暫定措置として適切であり、内容についても賛同できるものです。

## (2) 特待生制度について

学業の特待と同様に、推薦制度の一つの形態として、スポーツ分野等において極めて優秀な成績を残している生徒、あるいは特に優れた能力を有する生徒に対して、入学金や学費等の経済的負担を軽くする制度はあってもよいと思います。ただ、先に述べたように多くの場合、制度の存在そのものが不明瞭であり、学校関係者以外の者が間に入ったりする事例があることについて、日ごろから疑問を感じている校長が多いのは事実であります。スポーツ特待制度を設けている私立高校の考えは判りませんが、推薦制度の一環ならばその規定を公開することは当

然であるし、在籍校が関与しない推薦はあり得ないと思います。

スポーツに打ち込むことは、目的意識が希薄な者が多い現代の若者の現状を鑑みれば、好ましいことと言えます。しかし、高校進学はあくまで学業の継続が主たる目的である以上、学習意欲の感じられない生徒や生活面で課題の多い生徒が推薦の対象とならないことは誰が考えても当然であると思います。

こうした問題は推薦制度の一環として特待制度の規定を明らかにすることで解消すると思われます。野球に関して言えば、もともと認められていない特待の規定が公開されていないのは当然であります。様々な問題を解決していくためには、規定の公開は不可欠と考えます。

### (3) 今後の問題について

「特待生制度は認めてよい」というのが中学校の総意ととらえて結構です。現状でいくつかあげたような問題を解決していくには、一定の規制が必要なことは言うまでもありません。高野連が今回示した確認事項は、細部についての検討はなお必要と考えますが、概ね妥当な内容と考えます。特に2～4の項目については当然のことと受け止めています。このような取り決めが遵守されればよいと思います。しかし、この規制の遵守が果たして可能なのかという疑問も多くあり、取り決めに周知徹底させるための方策も併せて論議することが必要でしょう。

最大の問題は、これが高野連だけの規定であったら意味がないということです。高野連の設立の経緯と日本学生野球憲章の意義については理解できるものの、第三者から見れば不自然に映る高野連と高体連の関係が何ら改善されないまま今日に至っていることは、中学校側からは理解できないものであります。私達が望むのは、野球だけの問題ではなく、スポーツにかかわる特待生制度の適正化を図ることによって、生徒のよりよい将来を見据えた進路選択を可能にする、適切な進路指導を推進することにあります。

本会議での論議が、スポーツ特待の問題のみならず、青少年のスポーツ環境に大人社会の利害関係が介入する余地をなくし、人格形成、健全育成といったスポーツ本来の教育的意義が少なくとも未成年の教育の場である中学校、高等学校学校において、すべての教育関係者に共通理解がなされるきっかけとなるよう願っています。その意味で高野連がこのような論議の機会を設け、それを公にしたことについては大きな意義があると思います。

### (4) 日本学生野球憲章第13条について

これまでの意見と関連して日本学生野球憲章第13条については、見直しが必要と考えます。

見直しに当たっては、日本学生野球憲章の趣旨をできる限り損なうことのないような配慮は必要ですが、今後この規定が他のスポーツ種目にも準じて適用される可能性も考慮し、柔軟な対応を希望致します。

## 3 高校での部活動の在り方について

多くの学校では、部活動の趣旨を踏まえた望ましい形での指導や活動が行われていると思います。しかし一方で、勝利至上主義の傾向が随所に見られるのも事実であります。他の近隣の中学校のみならず全国レベルで他の地区から優秀な選手を集めることに奔走する学校関係者や指導者の存在については、疑問を感じざるをえません。部活動は専門性を高め、心と体を磨くところであり、勝つことを目標に活動することはそれなりに必要であります。しかし、部活動はあくまで学校の教育活動の一環であり、人間形成のために行われるものであると信じます。勝利至上主義が加熱すれば、プロとの結びつきができたり、営利目的の第三者の介入を容認するような事態が今後も生じる可能性があります。今回の問題を契機に、「部活動も教育活動である」という原点に立ち返り、部活動の在り方について検討することが必要ではないでしょうか。

## 日本高野連特待生問題について

全日本中学校長会会長 草野 一紀

前回は申し上げましたが、この問題について全国の校長会長から意見を求めましたのでそれらの意見を踏まえてこの問題についての見解をお示ししたいと思います。ただし、会議の正式な依頼があってからの緊急な意見集約であったため、5項目の確認事項にかかわって次の4つの内容についてのみ、意見を求めました。また、意見を求める際に提示したのは5項目の確認事項のみであり、高野連の創立の背景と歴史、日本学生憲章の意義、高校スポーツ界における高野連の特殊な立場などのついての理解度に差があること、また、いわゆる「野球留学」の実態、特待生制度の現状などのについても、それぞれの地域はともかく全体についての把握がほとんどなされていない状況での回答であることは、あらかじめご了承ください。

調査の設問は以下の通りです。

- 1 5項目の確認事項全体についてのお考えをお書きください。
- 2 今回の5項目の確認事項は、暫定的な措置としています。今後、どうすべきか基本的なことについて、お考えをお書きください。
- 3 日本学生憲章第13条を見直すことについてのお考えをお書きください。
- 4 高校での部活動の在り方について、お考えがありましたらお書きください。

なお、意見の概要については配布した資料に示したとおりであります。

## 1 部活動と進路指導

特待生制度についての意見を述べる前に、まず中学校の部活動と進路指導とのかかわりについて、説明したいと思います。

地域により、また学校によっても差はありますが、公立中学校では8割から9割の生徒が何らかの部活動に参加しており、東京の例で言えば、そのうちの約76パーセントが運動部です。運動部全体の人数に対する野球部員の割合は約11%（数値はいずれも平成16年度）になります。近年、地域のクラブチームの活動が盛んであり、中学校で部活動に参加していない生徒の多くがクラブチームで活動しています。

野球に限って言えば、中体連が主催する公式戦はすべて軟式です。したがって中学校の野球部は、ほとんど全部軟式野球であると考えられます。これに対して、ご存じのように地域のクラブチームはシニアのような硬式野球と数は少ないものの軟式野球のチームがあります。

## (1) 推薦制度

中学校では特待生については、私立高等学校の推薦制度の一つの形態であり、多くの場合は学業成績が極めて優秀な生徒に対して、入学金や学費の一部、または全部を免除する制度ととらえています。推薦制度には多様な形態がありますが、学業面での特待生制度をもうけている高校はそれほど多くはありません。

推薦制度は私学ばかりではなく、多くの公立学校がこの制度を設けています。大部分は、入学試験を免除し書類選考と面接で合否を判断するものですが、私立高校の推薦は、多くの学校では、その高校を第一志望とする生徒について入学確約に限りなく近いものとなっています。中学校によって推薦の受け止め方に差はありますが、私立高校の単願（その学校を第一志望とし、合格すれば必ずその学校に入学する）であっても、中学校が推薦書を作成する以上は、学業だけではなく、行動面でも他の生徒の手本であることが条件であり、生活面で問題がある場合は学校として推薦しないのが普通です。公立高校の推薦は条件が厳しく、生徒会活動のリーダーや部活動での優秀な成績は考慮されても、基本的には平素の学業成績が合否に強く影響します。

## (2) スポーツ推薦と特待生

スポーツ推薦を募集要項に盛り込んでいる私立高校は極めて少ないと思われます。調査をしていないので正確なことは言えませんが、スポーツ特待生制度を公にしている高校はさらに少なく、少なくとも私の知る範囲の高校ではありません。

しかし、スポーツ推薦（吹奏楽等の文化部の部活動も同様）の場合、募集要項に記載されておらず、私立高校の部活動の監督等から特定の生徒の指名を受け、条件を説明されるに及んで初めてそのような制度が当該校にあることを知らされる場合もあります。この場合、中学校に当該の高校から連絡がある前に直接家庭に連絡があり、入学の意思を打診するケースもあると思われます。

中学校に何も連絡はなく、生徒の保護者から担任に、「A 高校を受験したいので推薦していただきたいのですが」というような申し出があることもあります。当該校の説明会で示された推薦基準に成績が達していないので、そのことを説明しても「大丈夫なはずです。」とか、「とにかくお願いします。」というだけで、要領を得ない。その生徒が基準の成績に満たなくても、生活面でまったく心配がない生徒ならば、納得はできなくとも推薦書を書くことに大きな問題ありませんが、時として推薦書を書けないケースもあります。このようなケースは、特に地域のクラブチームに所属している生徒に見られます。監督どうして連絡をとりあうことも多いようです。公になっていない、これらのスポーツ推薦では基準や条件が不明瞭なことが多いので、この中には入学金あるいは授業料の免除といった特待生もあるのかもしれませんが、実態は把握できません。県外で自宅からは通学が不可能な私立高校に、部活動の関係で進学する生徒も数は多くありませんが、見られます。この生徒の多くは特待生ではないかと推測されます。なぜなら、親元から離れて生活するにはそれなりの費用がかかるし、私立高校の授業料も少ない金額ではなく、すべて自己負担で進学するとは考えにくいからです。

もちろん、このような私立高校ばかりではなく、推薦制度の一環としてのスポーツ推薦を要項にうたっている私立高校もあります。この場合では、希望する生徒について、進路

担当者どうしの事前相談によって推薦に該当するか、その可能性について話し合うこととなります。希望する生徒はすべて相談できるわけで、望ましい形の制度といえましょう。

### (3) スポーツ推薦等の進路指導上の問題点

スポーツ特待生の場合でも、推薦制度の一環ならば中学校が推薦の母体であり、大会等の成績だけでなく生活面についても、他の生徒の模範とまでは要求しないまでも、指導上の配慮を必要としない生徒であってほしいと考えるのは当然のことといえます。

高校側が中学校を通し、きちんと事前相談が行われるのであれば、進路相談の一環として扱うことができ、生徒への指導も入れられるので大きな問題になることはありません。

中学校の部活動に所属している生徒にかかわるスポーツ推薦については、学校がまったく知らないというケースはほとんどないと思います。しかし、特待生も含めたスポーツ推薦の実態はきわめて不明瞭であり、校長会でもその実態を把握している県は少ないと考えられます。

先にも触れましたが、クラブチームの監督と高校とのパイプができている場合など、学校がまったく知らないで話が進むことがあります。問題となるのはクラブチームの監督や生徒の保護者が推薦を頼みに中学校を訪れるケースで、「スポーツ推薦でも成績の基準が少し足りないので、何とかして欲しい。」と公然と成績の数字を書き換えを要求することが希ではありますが、いまだにあります。もちろん、学校ではお断りします。成績ではなく、推薦書だけを求められることもあります。この場合、書けないこともあるのは先の通りですが、保護者も監督も納得せず、後々まで尾を引くことがあります。

クラブチームで練習していても、中体連主催の大会に出場している生徒は、その中学校の名前で登録してあるわけで、このようなケースでは進学に関して中学校がまったく蚊帳の外ということは少ないと思います。ただこの場合でも、推薦については問題があります。推薦に関しての学校のスタンスは、先に述べたとおりです。一方、地域のクラブチームについてですが、学校の教育方針をよく理解し、スポーツを教育活動の一環としてとらえられている地域の指導者の方も多くいます。しかし、勝つこと、大会で上位に入賞することを目標とするのは当然であっても、目的も勝つこととしか思えないような活動は子どもたちの成長によい影響は与えません。えてして、このようなチームの生徒は監督の指示には従っても、教師の指導には従わないことが多くあります。また、監督から〇〇高校に進学できるというような話を聞いているため、中学校の勉強にはまったく身が入りません。中には高校の練習に何度も参加して、高校の監督から指導を受けている生徒もいます。このような例が中学校では一番困ります。

学校・家庭以外の第三者の進路選択への介入、学校が関与していない推薦による進路決定などの問題が現実として存在します。そして、それは野球だけの問題にとどまりません。

## 2 高野連が提示した5項目の確認事項について

今お話しした進路指導にかかわる問題点と、特待生制度の実態が明確になっていないということをご理解の上、これからお示しする中学校の意見に耳を傾けていただければ幸いです。

### (1) 全体にかかわる意見

高野連が提示した5項目の確認事項は、混乱を回避するために暫定措置として適切であり、賛同できます。また内容についても、約8割弱の地区（都道府県、以下地区と表示）は賛意を示しています。残る2割強の地区は、否定ではなく「どちらとも言えない」の回答です。「どちらとも言えない」の主な理由は次の通りです。

- ① 高野連の組織を含め、野球界のことについての知識が不十分なので、判断できない。
- ② こと野球だけの問題ではないという疑問が拭いきれない。
- ③ 日本学生憲章から発生した問題である。学生憲章についての論議を深めることが先である。
- ④ 中学校の進路指導としては、野球部だから陸上部だからといったように個々の部に応じた対応は困難である。中高連携してのすべての部活動に適用できるルールづくりが必要と考える。
- ⑤ 確認事項の文言が、表現として不十分な内容の箇所がある。
  - ・ 「経済的支援を必要とすると判断した場合」など、当該の高校の判断に任されている。学校によって差が出るのが懸念される。
  - ・ 「スポーツに優れた」に加え、「人物あるいは生活態度良好」という趣旨の内容を盛り込むべきである。

### (2) 特待生制度について

野球に限らず、スポーツの特待生制度については、その存在を否定するものではありません。学業の特待と同様に、推薦制度の一つの形態として、スポーツ分野等において極めて優秀な成績を残している生徒、あるいは特に優れた能力を有する生徒に対して、入学金や学費等の経済的負担を軽くする制度はあってもよいと思います。ただ、先に述べたように多くの場合、制度の存在そのものが不明瞭であり、学校関係者以外の者が間に入ったり、時には学校がまったく関与することなく当該生徒に特典が与えられたりしている事例があることについて、日ごろから疑問を感じている校長が多いのは事実であります。スポーツ特待制度を設けている私立高校の考えは判りませんが、推薦制度の一環ならばその規定を公開することは当然であるし、在籍校が関与しない推薦はあり得ないと思います。

スポーツに打ち込むことは、目的意識が希薄な者が多い現代の若者の現状を鑑みれば、好ましいことと言えます。しかし、高校進学はあくまで学業の継続が主たる目的である以上、学習意欲の感じられない生徒や生活面で課題の多い生徒が推薦の対象とならないことは誰が考えても当然であると思います。

こうした問題は推薦制度の一環として特待制度の規定を明らかにすることで解消すると思われる。特待規定の公開も含め、高野連が示したし確認事項の多くはすでに守られているという県もあるので、私学協会を含めた、入学選抜に関する中学校と高等学校の連絡会等で協議することは可能であると考えます。

野球に関して言えば、もともと認められていない特待の規定が公開されていないのは当選であります。様々な問題を解決していくためには、規定の公開は不可欠と考えます。

### (3) 今後の問題について

先にも述べましたが、「特待生制度は認めてよい」というのが中学校の総意とお考えになって結構だと思います。現状でいくつかあげたような問題を解決していくには、一定の規制が必要なことは言うまでもありません。高野連が今回示した確認事項の内容は、細部についての検討はなお必要と考えますが、概ね妥当な内容と考えられます。特に2～4の項目については当然のことと受け止めています。このような取り決めが遵守されればよいと思います。しかし、この規制の遵守が果たして可能なのかという疑問も多くあり、違反についてのペナルティも検討すべきだという声も聞いています。取り決めを周知徹底させるための方策も併せて論議することが必要でしょう。

最大の問題は、これが高野連だけの規定であつたら意味がないということです。高野連の設立の経緯と日本学生野球憲章の意義については第一回の会議で説明を受けました。これについては理解できるものの、第三者から見れば不自然に映る高野連と高体連の関係が何ら改善されないまま今日に至っていることは、中学校側からは理解できないものであります。私達が望むのは、野球だけの問題ではなく、スポーツにかかわる特待生制度の適正化を図ることによって、生徒のよりよい将来を見据えた進路選択を可能にする適切な進路指導を推進することにあります。

この会議での論議をうけて、高野連が確認事項あるいはこの内容に準じる規定を整備しても、それが他の競技スポーツに適用されるに至るには、かなりの道のりが必要であることは理解しています。本会議での論議が、スポーツ特待の問題のみならず、青少年のスポーツ環境に大人社会の利害関係が介入する余地をなくし、人格形成、健全育成といったスポーツ本来の教育的意義が少なくとも未成年の教育の場である中学校、高等学校学校において、すべての教育関係者に共通理解がなされるような態勢づくりのきっかけとなるよう願っています。その意味で高野連がこのような論議の機会を設け、それを公にしたことについては大きな意義があると思います。

高野連についての要望は、今後、特待やスポーツ推薦にかかわるの規定の統一化に向け、高体連との連携を図り、この問題についての論議の継続が図れるよう、働きかけをお願いしたいということです。

### (4) 日本学生野球憲章第13条について

これまでの意見と関連して日本学生野球憲章第13条については、見直しが必要と考えます。他のスポーツとの整合性を図るためとか、時代の変化に合わせてという考え方もありますが、スポーツの純粹性を保ち、進路指導の正常化を図るために、今、見直しが求められていると思います。

見直しに当たっては、日本学生野球憲章の趣旨をできる限り損なうことのないような配慮が必要です。しかし、もともと憲章の意義には営利を目的とする大人社会の働きかけから学生を保護し、スポーツとしての野球の純粹性を保持することも含まれていると考えられますので、憲章の前文の理念と、この趣旨を踏まえ、かつ、今後この規定が他のスポーツ種目にも準じて適用される可能性を考えた上での、柔軟な対応を希望致します。

中学校長会では、13条以外の規定については意見を集約しておりませんが、他のスポーツとの整合性を望む声が多いことから、例えば第20条及び第21条などの内容についても、今後議論の対象となるべきであると考えます。

### (5) その他

確認事項の5の寮費の問題については、あまり意見がありませんでした。これは、いわゆる「野球留学」については、好ましくないとの認識は多くの校長が持っているものの、実態が把握できていない状況では、規制についての判断を下すまでには至らないとの考えが多かったためと推測されます。ただ、寮費の問題も含め、経済的負担の軽減が必要な生徒については、スポーツに関して適用される奨学金制度の確立を図る必要があるとの意見を、いくつかの地域からいただいたことを付け加えておきます。

## 3 高校での部活動の在り方について

最後に、まとめの意味で高校の部活動についての意見を述べさせていただきます。

特色ある学校づくりの一環として部活動を位置づけているが高校は多くあり、特に私学ではこの傾向が顕著であると思います。部活動を重視することは決してまずいことではなく、むしろ好ましいことだと思います。しかし、これが加熱すると様々な問題が発生することになり、どこまでか良いのかという線引きは大変難しい問題ではありますが、中学校では次のような意見が多数であります。

多くの学校では、部活動の趣旨を踏まえた望ましい形での指導や活動が行われていると思います。しかし一方で、勝利至上主義の傾向が随所に見られるのも事実であります。他の近隣の中学校のみならず全国レベルで他の地区から優秀な選手を集めることに奔走する学校関係者や指導者の存在については、疑問を感じざるをえません。そのことが、高校入試や中学の部活動、あるいは地域のクラブチームまでに影響を及ぼしているのではないのでしょうか。部活動は専門性を高め、心と体を磨くところであり、勝つことを目標に活動することはそれなりに必要であります。しかし、部活動はあくまで学校の教育活動の一環であり、人間形成のために行われるものであると信じます。勝利至上主義が加熱すれば、プロとの結びつきができたり、営利目的の第三者の介入を容認するような事態が今後も生じる可能性があります。今回の問題を契機に、「部活動も教育活動である」という原点に立ち返り、部活動の在り方について検討することが必要ではないのでしょうか。もちろん、私達も、「高校の問題、高野連の問題」という見方ではなく、中学校においても地域社会との連携や高等学校との連絡協議会等を通し、今後の部活動の在り方を考えていきたいと思えます。